

雇用環境整備及び労働条件の整備に関する 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 2 月 1 日～ 令和 9 年 2 月 29 日までの 3 年間

2. 内容

(次世代法に基づく計画)

目標 1：令和 8 年 1 月までに、小学校就学前の子、及び障がいを持つ子の社員が希望する場合に、常日勤均等型（4 週 7 休）の始業・終業時間の繰り上げ又は繰り下げが出来るようにする。

<対策>

- 令和 6 年 2 月～規程の一部改定について管理部会議で議論
- 令和 6 年 3 月～規程の一部改定について労組と協議
- 令和 6 年 4 月～ 制度の導入、連絡報（社内報）などによる社員への周知
- 令和 6 年 4 月～令和 8 年 12 月 取得状況の把握

(次世代法及び女性活躍推進法に基づく計画)

目標 2：令和 9 年 1 月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。月の所定外労働時間平均 9.0 時間→8.5 時間

<対策>

- 令和 6 年 4 月～令和 7 年 5 月 2023 年度、2024 年度の所定外労働時間の現状の分析
- 令和 7 年 6 月～12 月 管理部会議、各センターでの検討
- 令和 8 年 1 月～労組と協議開始
- 令和 9 年 1 月～ノー残業デーの実施

(女性活躍推進法に基づく計画)

目標 3：令和 9 年 1 月までに、男性育児休業取得率 0%→10%。
(女性育児休業取得率は 100%を維持)

<対策>

- 令和 6 年 3 月～ 男女別取得率と平均取得期間の現状分析
- 令和 6 年 4 月～ 職場風土づくりにむけた意識啓発、社員への周知

以上